

件名	愛媛県資源循環促進税条例
主管課	税務課
根拠法令等	地方税法（昭和25年法律第226号）第731条第1項
【制定の理由】	循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するための施策に要する経費の財源に充てるため、法定外目的税として本県独自の資源循環促進税を新設するため。
【条例の概要】	
1 課税客体	埋立処分のための県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入
2 課税標準	県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量
3 納税義務者	県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者又は中間処理業者 (最終処分業者が埋立処分を他の最終処分業者に委託した場合は、当該委託をした最終処分業者)
4 税率	産業廃棄物1トン当たり1,000円 排出事業者(最終処分業者を除く)が自己処分する場合は、産業廃棄物1トン当たり500円
5 納税方法	委託処分については、最終処分業者を特別徴収義務者とする申告納入(四半期ごと) 自己処分については、申告納付(四半期ごと)
6 登録手続等	特別徴収義務者に対し登録の申請を義務付け 自己処分を行う事業者に対し届出を義務付け
7 還付又は免除	特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金を徴収不納となったことについて正当な理由があるとき及び天災等により徴収した資源循環促進税額を紛失したとき
8 帳簿の記載及び保存の義務	産業廃棄物の搬入年月日、重量等を記載した帳簿の備付け及び5年間保存 電磁的記録による帳簿の保存等の承認
9 減免措置	初年度：税率1/3 2年度：税率1/3 3年度：税率2/3 4年度：本格実施
10 その他	条例施行後3年及び5年に税導入による産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保の進捗状況等の調査を行い、5年を目途に見直し・検討を行う。
施行日	総務大臣の同意を得た日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日
【その他参考事項】	先行導入した都道府県等 26道府県・北九州市 <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物税(21府県)・産業廃棄物減量税(島根県)・産業廃棄物処理税(岡山県) ・循環資源利用促進税(北海道)・産業廃棄物処分場税(鳥取県) ・産業廃棄物埋立税(広島県)・環境未来税(北九州市) 税の用途内容 <ul style="list-style-type: none"> ・焼却灰などの減量、有効利用に関する研究・開発の推進又は助成 ・エコタウン事業等環境ビジネスの振興 ・ゼロエミッション化の推進 ・優良処理業者の育成 ・監視指導体制の強化